

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 ハワイ州
回答者氏名及び所属	小沼愛子 / 渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じても一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

(ハワイ州修正州法 (以後、ハワイ州法) には、明確な Domestic Violence の定義は存在していない。)

ハワイ州法は、§ 709-906「家族あるいは世帯員の虐待; 罰則」Section 1 で、家庭内虐待 (Abuse of family or household members) を以下のとおり定義し、§ 586-3 以降で保護命令について規定している。

身体的危害、傷害、暴行、あるいは身体的危害、傷害、暴行を引き起こすであろうとの危険を感じさせ怖がらせること、著しい精神的虐待、故意の所有物損壊への切迫した脅迫、あるいは、成人した家族あるいは世帯内の一員による如何なる虐待行為、家族もしくは世帯員への虐待、性的犯罪、子の虐待、同居する未成年への虐待。

家族(family)あるいは世帯員(household members)は以下を意味する：

現在もしくは過去に婚姻関係にあった者またはパートナー (reciprocal beneficiaries) として州に登録している者

共通の子を有する者

両親

子

血縁関係にある家族

現在もしくは過去に交際関係にある者

現在もしくは過去に同居したことがある者 (経済的あるいは契約上の提携のみが理由の大人のルームメイトはこれに含まれない)

保護命令の詳細は IV. を参照のこと。

法令サイト：

https://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol14_Ch0701-0853/HRS0709/HRS_0709-0906.htm

https://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol12_Ch0501-0588/HRS0586/HRS_0586-0003.htm

II. DV被害者の一時保護

1 緊急シェルター

(1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○ハワイ州において緊急シェルターは、安全を確保するためにDVから逃れている人やその家族に提供される。州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は、民間の非営利団体（NPO）が行っている。すべてのシェルターは、基本的に無料。

○シェルターの正確な位置は、被害者保護のため明かされていない。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない（例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など）。18歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○またシェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくてもDVに関する支援を受けることができる。

○日本語対応可能なスタッフの存在は、確認できていない。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 入所の要件

(4) 支援内容

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

以下の団体を含むすべてのDV被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支援を提供している。DV被害者への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価が行われることから支援が始まる。

【アドボカシー、アドボケートとは】人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」（子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV被害者など）に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー（advocacy）、代弁・擁護者をアドボケート（advocate）と呼ぶ。アドボケートは、ソーシャルワーカー、経験者（サバイバー）、家族が経験者（サバイバー）であることが多い。

1. Domestic Violence Action Center

<https://domesticviolenceactioncenter.org/>

リーガルヘルプライン（月～金 8:30～4:30）

オアフ島内：1-808-531-3771 その他から：1-800-690-6200（通話無料）

Fax：1-808-531-7228

Eメール：dvac@stoptheviolence.org

入所要件：DV 被害者とその子

支援内容：この団体はシェルターそのものは運営していないが、DV 被害者のためにハワイ州内のシェルター探しを手伝う他、法律的なサポートも行っている。

通訳：日本語対応可

2. Child & Family Service

<https://www.childandfamilyservice.org>

電話：1-808-681-3500

24 時間ホットライン：

オアフ島 1-808-841-0822

ハワイ島東部 1-808-959-8864

ハワイ島西部 1-808-322-7233

カウアイ島 (YMCA) 1-808-245-6362

マウイ島 (Women Helping Women) 1-808-579-9581

モロカイ島 (Molokai Community Service Council) 1-808-567-6888

入所要件：DV 被害者女性とその子であること

支援内容：入居者には、食物や衣類など基本生活に必要なものに加えカウンセリングが提供され、DV の影響について、また、安全な生活プランの構築についてを学ぶ。90 日間に上限に滞在できる。

通訳：州から支援を受けている団体として、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

<http://labor.hawaii.gov/ocs/files/2014/06/English-Version-Hawaii-Handbook-for-Immigrants.pdf>

3. PACT "Ohia" Domestic Violence Shelter

<http://www.pacthawaii.org/ohia.html>

24 時間 PACT DV サポート&シェルターホットライン：1-808-526-2200

入所要件：DV 被害者女性とその子であること

支援内容：DV 被害者の将来の住居、司法手続き支援、医療ケアなどのプランをサポートする。シェルター内での個人またはグループでのサポートミーティング、専門家による子や薬物中毒者のためのサポート提供に加え、独立後のフォローアップを行っている。

通訳：州から支援を受けている団体として、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

<http://labor.hawaii.gov/ocs/files/2014/06/English-Version-Hawaii-Handbook-for-Immigrants.pdf>

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

○支援団体の多くがシェルター提供のみでなく、様々な DV 関連プログラムや司法手続き支援など、独立後の様々な支援を無料もしくは低料金で行なっている。

○シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org
<https://www.domesticshelters.org/>

2 警察による加害者への対応（刑事）

（1）概要

○州内の担当機関によって対応方法が異なるが、例えば、ホノルル警察においては、すべてのDV報告は深刻に捉えられ、現場に派遣される警官は、全てのDV事件を記録することが義務付けられている。

○被害者本人ではなく、警察官が刑事事件として立件、州検事局がDV加害者を起訴する。

○DV当事者の双方が暴力を行使しているように見える場合は、加害者と被害者（正当防衛）の見極めが難しいが、警察は、性別や身体的な見かけの大小にとらわれずに判断するように努めている。

（2）調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】

警察への緊急通報用の電話番号 911 へ電話する。（携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線（Land line）がよい。）

【緊急でない時】

○各地域を管轄する地元警察（Police Department や Sheriff's Office）に電話をする。あればDV担当に相談する。直接、警察署を訪れてもよい。

○（ホノルル島）ホノルル警察 Criminal Investigation Division 1-808-723-3609 へ電話をし、Domestic Violence Detective につないでもらう。

<http://www.honoluluupd.org>

○（ハワイ島）ハワイ警察 1-808-935-3311 へ電話。

<http://www.hawaiiipolice.com>

○（マウイ島）

<https://www.mauicounty.gov/122/Police-Department>

○（カウアイ島）

<http://www.kauai.gov/Police>

（3）DVの通報があった場合の警察の対応

○（現場において）通報を受けた後、パトロール中の警察官が現場へと派遣される。担当警察官は、事件の分類、報告書、事件が軽犯罪（misdemeanor）か重犯罪（felony）かの判断、そしてDV事件であるかの判断をする。

○現場に駆け付けた時に相当の理由があった場合、逮捕令状なくその場で加害者を逮捕することができる。

○（上記の現場対応に加えて）各ケースは、担当警察官からの報告の確認後、受理され、中央記録部へ事件記録が送られる。記録はPAT（Department of the Prosecuting Attorney、ホノルル市検察局）により確認される。重犯罪と判断される場合、犯罪捜査部門が担当する。

https://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol14_Ch0701-0853/HR0709/HR0709-0906.htm

https://www.honolulu.gov/rep/site/oca/oca_docs/DV_Final_Report_060817.pdf

（4）接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

○警察官は、加害者がさらなるDVを起こす可能性があるかと判断すると、加害者に家を出るよ

うに命令し、命令の翌日から数えて2日目の午後6時まで加害者は被害者に直接あるいは電話などで接触することを禁じられる(48 hours cooling off period と呼ばれる)。命令が守られない場合、加害者は逮捕される。

(5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮(通訳支援等を含む)

英語が話せない場合、通訳をリクエストできる。

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者(英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者、Limited English Proficient(LEP))に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法(電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官/裁判官との三者通話、TV会議システムの利用)などに差がある。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

【警察による誤認逮捕の対応策】

現場で：自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する(これは権利であるので、強く主張する)。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

事後(誤認逮捕された場合)：

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない(取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない)。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、(心当たりがあれば)弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる(領事面会：Interview or communication with a consular officer)。

○取り調べ後、保釈金(bail)を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯のDVで3,500ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に(管轄の裁判所の抱える訴訟数による)、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会(罪状認否)がある。

○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる(収入に応じた段階的な料金(スライディングスケール)での支払いとなる)。

○リクエストすれば、裁判所での日本語通訳は、裁判所が無料で準備する。

3 警察によるDV被害者の支援

(1) 概要

被害者、目撃者や子・家族または世帯員の安全を確保する。

(2) 警察によるDV被害者支援の内容

○(現場において)通報により駆け付けた場合、被害者と加害者を隔離することで被害者の安全の確保をする。被害の状況、目撃者を確認する。記録を取る。保護命令の申請の方法を教える。DV相談機関の連絡先を伝える。緊急シェルターを手配する。医療機関を紹介する。移民被害者のための情報を伝える。

○(上記の現場対応に加えて)カウンセリングやサポートグループの紹介。法律支援の紹介。

<http://honoluluupd.org/information/index.php?page=dv>

<p>(3) 告訴, 被害届等の書類の入手方法</p> <p>○被害者のケースについて警察が作成済のレポートについては、各警察の担当部署に問い合わせる。</p> <p>○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察にDVを犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するかの判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないこととの理解が必要。また、DVが刑事事件として告訴される場合も、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。</p> <p>(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)</p> <p>警官が来た現場で自分には通訳が必要なることを警察官に説明する (これは権利であるので、強く主張する)。またDVアドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。</p> <p>※2 (5)、(6) 参照のこと。</p> <p>(5) その他, 警察によるDV被害者支援に関する有益な情報</p>
<p>4 その他の一時的保護に関する制度</p>

<p>III. DV被害者の自立支援</p>
<p>1 医療保険</p>
<p>(1) 概要</p> <p>以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。</p> <p>○民間医療保険 (Affordable Health Care : 通称オバマケア)</p> <p>○低所得者用医療保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Medicare Fee-for-service : 65 才以上の低所得者、障がい者用 ・ Med-QUEST : それ以外の低所得者。 ・ Medicaid CHIP : Med-Quest 受給資格のない家庭に対して提供される、19 才未満の子を対象とした最低限の医療保険。 <p>○高齢者用医療保険 (Medicare 全国共通)</p> <p>(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法</p> <p>○民間医療保険(オバマケア) : (保険加入は有料)</p> <p>Hawaii Market Place 事務所 https://www.healthinsurance.org/hawaii-state-health-insurance-exchange/</p> <p>○低所得者用医療保険 (Med-Quest / Medicaid CHIP) : (保険加入は無料)</p> <p>ハワイ州政府 Department of Human Service Med-QUEST Division http://mybenefits.hawaii.gov/med-quest-offices/ E メール : dhs@dhs.hawaii.gov オンライン申し込み : https://medical.mybenefits.hawaii.gov/web/kolea/home-page 電話申し込み : Med-Quest オフィス 1-877-628-5076 郵送の場合は以下に分類されている地域別に送る : http://humanservices.hawaii.gov/mqdl/</p>

○高齢者用医療保険 (Medicare) : (保険加入時に社会保障税の支払歴の確認がある)
ソーシャルセキュリティ事務所 <https://www.medicare.gov/>

(3) 利用の要件

○民間医療保険 (オバマケア) : ハワイ州に在住 (通常は規定の期間以外は申込ができないが、DV 被害者は随時申込可能)

○低所得者用医療保険 (Med-Quest) : 永住権取得から 5 年以上に加えて以下の連邦貧困レベル (FPL) の基準以内であること。

・大人 (19 才-64 才) : 連邦貧困レベル 100%以内

・19 才以下 : 連邦貧困レベル 200%以内

・妊婦 (胎児も一人の世帯員として数える) : 連邦貧困レベル 185%以内

・資産 : 一人世帯が 2,000 ドル以内、2 人世帯が 3,000 ドル以内、それ以降は一人追加ごとに 250 ドル分が認められる。19 才以下と妊婦 (出産後 3 か月まで) の資産は要件の対象外。

○低所得子ども用医療保険 (Medicaid CHIP) : 連邦貧困レベル 300%以内の 19 才未満の子。

○高齢者用医療保険 (Medicare) : 65 才以上、永住権取得から 5 年以上、勤務時の社会保障税 40 クレジット (約 10 年分) 支払いのすべてを満たす必要がある。ただし 40 クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に購入できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level(FPL) の基準 : Poverty Guideline (2018 年)】基準に定められた収入について、例えば基準額の 200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から 5 年未満の場合は】

1) 配偶者の医療保険に加入 (必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う)

2) 民間医療保険を購入

3) 生活保護 (III-2. を参照) 申請時に永住権で 5 年居住の条件を免除された場合は、低所得者用医療保険に加入できる。

(4) DV被害者が外国人の場合の配慮

○Med-Quest オフィス : 1-877-628-5076 で日英通訳をリクエストできる。

○民間医療保険会社は、通訳を依頼できる。

○生活保護の「永住権取得から 5 年以上」という要件が免除された場合、低所得者用医療保険 (Med-Quest) に加入できる。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

Medicaid (ハワイの場合は Med-Quest) には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaidは長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaidは命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaidは、収入が規定以下である場合、米国滞在資格 (ビザなどの種類) やその有無に関わらず適用可能とされる

が、実際はケースバイケースで判断される。病院は基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる（州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある）。このような場合は、Med-Quest 事務所あるいは病院の社会福祉部門に相談する。

2 生活保護

(1) 概要

すべての生活保護は、米国連邦政府の公的補助制度であるが、その中のプログラムによっては、州が運営するものがある。

A) TANF (Temporary Assistance to Needy Families) : 18 才以下の子がいる低所得者の家庭に一生 60 か月を上限と定められた公的扶助制度で、現金支給および子を持ち働いていない人には職業訓練、就職斡旋の支援が提供される。受給者は就労活動の義務がある。

B) SNAP (Supplemental Nutrition Assistance Program) : 低所得者ならびに生活保護から自給自立へ移行中の家族への食料品援助をする。

C) LIHEAP (Low Income Home Energy Assistance Program) : 夏季冷房費・冬季暖房費（ガス・電気）の支援を行う。

以下2つの生活保護は、ハワイ州によって行われている。

D) GA (General Assistance) : 食物、衣類、シェルター、その他最低限の生活に必要な現金を提供する。対象は、18 歳以上 64 歳以下、子や扶養家族を持たない大人、そして一時的に障がいがあるが社会保障制度（Social Security）の受け取り資格がない人。

E) TAONF (Temporary Assistance to Other Needy Families) : A) TANF と同様の期限付き公的扶助制度であるが、TANF は子が米国籍者であるのに対して、TAONF は子が米国以外の国籍者である。

https://www.benefitsapplication.com/program_info/HI/Financial%20Assistance%20programs

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

すべてハワイ州政府福祉局（Department of Human Service (DHS)）

<http://pais.dhs.hawaii.gov>

電話 : 1-855-643-1643

以下の URL にて、SNAP、TANF/TAONF ならびにその他の公的援助の申し込み用紙が手に入る。

http://humanservices.hawaii.gov/wp-content/uploads/2015/06/BESSD-Application_June-2015.pdf

A) TANF : 申し込み用紙を DHS に郵送か直接提出。

B) SNAP : 申し込み用紙を書いたあと、1-808-643-1643 に電話（24 時間）をし、居住地をもとに、どこのオフィスに郵送すればよいかを聞いて郵送。

C) LIHEAP : TANF や SNAP の受給者は自動的に LIHEAP 受給資格を得られる。

D) GA : 申し込みは DHS に問い合わせる。

E) TAONF : 申し込み用紙を DHS に郵送か直接提出。

(3) 受給の要件

米国籍者か、永住権を保持して 5 年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし、DV 被害者に対する TANF の現金支給については、担当者の判断により国籍や居住年

数の要件が免除される場合もある。

A) TANF/TAONF

18歳以下の子のある低所得家族が対象。収入制限はDHSに確認。

TANFを受けるためには、就労研修を受け、就労のための活動を行う必要がある。継続して支援を受けるために定期的にコーディネーターと会う必要がある。

B) SNAP

プログラムの規定に合う低所得のハワイ在住者が対象。受給資格の詳細は以下のリンク参照：
<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1252>

SNAPは、子が米国籍の場合は、DV被害者の親が在米5年未満でも子の分はもらうことができる。

C) Low Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP)

ハワイ州居住の低所得者ですでにTANF、SNAPなどの福祉を受けていること。

D) GA : (1) 概要参照

(4) 支援の内容

○TANF：規定額が銀行に入金される。現金支給のほか、就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられる場合がある。現金支給を受けるためには、就労研修を受け、就労のための活動を行う必要がある。

○SNAP：EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に2回入金され、EBTカード利用可能な店舗で食料品を買うために使用できる。また少額の現金が生活必需品購入に使えるプログラムもある。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○LIHEAP：光熱費の支援

○GA：現金支給

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

ハワイ州政府機関は、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

○緊急食品支援プログラム The Emergency Food Assistance Program (TEFAP)は、年齢に関係なく低所得者に無料で食品を提供する。

<http://labor.hawaii.gov/ocs/service-programs-index/federal-food-assistance-programs/tefap/>

参加団体：

・ホノルル：Hawaii Foodbank, Inc.

事務所：2611 Kili Hau Street, Honolulu, Hawaii 96819-2021

電話：1-808-836-3600

・マウイ：Maui Food Bank, Inc.

事務所：760 Kolu Street, Wailuku, Hawaii 96793

電話：1-808-243-9500

- カウアイ : Hawaii Foodbank-Kauai Branch
事務所 : 4241 A Hanahao Place, Lihue, Hawaii 96766
電話 : 1-808-246-3809
- ハワイ : The Food Basket, Inc.
事務所 : 140-B Holomua Street, Hilo, Hawaii 96720
電話 : 1-808-933-6030

○ハワイ州のフードバンクリスト :

http://www.needhelppayingbills.com/html/hawaii_food_banks_and_pantries.html

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク（食品を無料提供する活動）や教会などで、野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は、各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Centerなどで無料のランチを配食するところがある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

○WIC (Women, Infant, Children) : 栄養支援と教育サービス。低所得の妊婦、新生児の母親、幼児のためのプログラム。

○Head Start プログラム (0-5 歳) : 教育面、健康面、栄養面、社会サービス面で低所得世帯の子が学校生活に柔軟に対応できるように援助を行う。

○School Breakfast and Lunch Program : 低所得家庭の子に、学校で無料もしくは低価格で朝食と昼食を提供するプログラム。

○Special Milk Program : 学校、プリスクールの他、非営利託児所やサマーキャンプに通う低所得家庭の子を対象とする牛乳の無料提供プログラム。

○Summer Food Program : 受給資格のある子を対象に、夏休み期間中に昼食を無料提供するプログラム。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

○WIC : 州政府保健局 (Department of Health)

http://health.hawaii.gov/wic/program_details/

電話 : (オアフ) 586-8175、(その他) 1-888-820-6425 (通話無料)

申込方法 : 自分の住所を担当する WIC 事務所と訪問の予約を取り、申し込む必要がある。

○Head Start : Hawaii Early Childhood Education

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1906>

電話 1-866-763-6481 (通話無料)

申込方法 : 子の住所を担当する Head Start で申し込む。

○School Breakfast and Lunch Program、Milk Program、Summer Food Program 州政府教育局 (Department of Education) の Hawaii Child Nutrition Programs

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

(3) 支援の要件

すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること（それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること）。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪問し、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を支払う。また、ウェイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる（ウェイティングは大変長い）。

（４）支援の内容

1) WIC (Woman, Infants, and Children) : 受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

2) Head Start Program (ヘッド・スタート・プログラム) : 低所得家庭の子の就学支援。プリスクール（幼稚園年中まで）に無料あるいは低料金で通うことができる。

3) 学校給食プログラム : 低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

4) 牛乳支援プログラム : 学校や託児所など子のケアに貢献する施設で、無料で牛乳の提供をする。

5) 夏季食糧支援サービス : 学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に指定する場所（サイトやキャンプなど）で無料で昼食が提供される。

（５）DV被害者が外国人の場合の配慮

○これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格（ビザなどの種類）を問われない。

○ハワイ州政府機関は、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

（６）その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

（１）概要

ハワイ州は、住む場所の確保のため、以下のような支援を提供している。

○緊急時の短期のホームレスシェルター・DV被害者シェルター

○緊急時シェルターと低所得者住宅に入るまでの間を繋ぐ、Transitional Housing

○低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー : 大きく、以下の3種類がある。一人が2つ以上のプログラムに申し込みこともできる。

- ・パブリックハウジング : 建物や家が低所得者専用になっており、部屋数と家賃は家族構成によって決められている。米国連邦政府と州政府の双方が提供。

- ・住宅バウチャー (セクション8 など) : 一般の貸家、アパートの家賃を補助する金券 (クーポン) で、家主がバウチャーを受け付ける場合、支払いに使用可能。ただし、現在は受付停止。

(セクション8は、米国連邦政府が提供する家賃補助プログラムで、関係する法律の条項の名前をとって、通称が「セクション8」となっている)

- ・家賃補助されたアパート (Rental Supplement Program) : 一般の会社が所有するアパートで、家賃が借主の収入の3割に抑えられている。

○米国連邦政府の公的補助制度であるが州が運営しているプログラムとして、住む場所自体は確保できている低所得者のための光熱費・燃料費削減を目的とした家の断熱工事支援プログラム

<http://labor.hawaii.gov/ocs/service-programs-index/weatherization-assistance-program/>

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

○The Hawaii Public Housing Authority (HPHA) :

<http://www.hpha.hawaii.gov/>

ハワイ州政府福祉局 (Department of Human Service) 内

所在地 : 1002 North School Street Honolulu, Hawaii 96817

電話 : 1-808-832-5961

Eメール : hpha@hawaii.gov

申込方法 : HPHA 窓口または郵送でも可能だが、HPHA を訪問しての審査が必要。

その他 : 申請書の入手は、電話またはメールで氏名、住所、電話番号を伝える。

○住宅バウチャー (セクション 8) : オンラインでウェイティングリスト登録を申し込む (ただし、現在は受付停止)。

<https://hpha.apply4housing.com>

(3) 支援の要件

○住宅バウチャー (セクション 8) は、DV 被害者、ホームレスなど、緊急支援の必要がある人へのプログラム。HPHA によって申し込み資格があると判断された者が対象となる。(ただし、現在は受付停止)

<https://hpha.apply4housing.com>

○その他のプログラムは、低所得のハワイ州居住者が対象。各プログラムによって申し込み資格 (収入、年齢、環境による) が異なる。

(4) 支援の内容

○家賃の一部補助

○断熱工事支援プログラム

(5) DV被害者が外国人の場合

特になし

(6) その他、住宅支援に関する有益な情報

DV シェルターもしくは DV 被害者支援団体が、手続きを支援してくれる場合がある。どのプログラムも待ち時間が長い (2 年から 7 年が一般的) ので、ニーズに合ったプログラムをいち早く把握し、できるだけ早く申し込む必要がある。

5 求職に関する支援・職業訓練

(1) 概要

(米国連邦政府及びハワイ州の無料支援)

III-2「生活保護」で説明した TANF/TAONF、SNAP は、就労支援のための制度と一体とな

っている。受給と同時に就労支援を受けることができる。

○TANF/TAONF 受給者：The First-To-Work Program (FTW)

○SNAP 受給者：Employment and Training (E&T)で就職支援と就労に関連した支出の補助プログラムを提供している。

○失業者事務所で職を探す支援

○軽度でも障がいや精神的な問題がある場合：Rehabilitation Counselor の就労支援

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

各団体に連絡をし、申し込みをする。

○TANF/TAONF、SNAP 受給者：州政府福祉局 (Department of Human Service)

<http://humanservices.hawaii.gov/bessd/ftw/>

電話：1-808-586-4993

メール：dhs@dhs.hawaii.gov

○失業者事務所：州政府 Department of Labor and Industrial Relations

<http://labor.hawaii.gov/>

○障がいや精神的な問題がある場合：州政府 Division of Vocational Rehabilitation (Department of Human Service)

<http://humanservices.hawaii.gov/vocationalrehab/>

(3) 支援の要件

○TANF/TAONF、SNAP 受給者：ハワイ州在住者のみ

○失業者事務所：健康、時間、滞在資格（ビザ）などの点で米国で働ける状態であること。

○障がいなどの場合：障がいや精神的な問題があること（軽度の場合を含む）。

(4) 支援の内容

○TANF/TAONF 受給者 (The First-To-Work Program (FTW))：職業トレーニング、スキルアップ、就職活動など

○SNAP (Employment and Training (E&T))：就職、就労経験、トレーニング、オンサイトでの就労トレーニングなど

○失業者事務所での職探し支援、障がいや精神的な問題がある場合：職業斡旋、面接支援、履歴書作成支援、職業探し手伝いなど。

(5) DV被害者が外国人の場合

語学の習得が必要な場合は、英語教育の支援など。

(6) その他、求職支援に関する有益な情報

II.1. (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

6 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む)

○米国連邦法 Violence Against Women Act (VAWA)に基づき、DV 加害者 (米国籍者/永住権保持者) の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス (永住権、ビザ) 申請を行うことができる。

○米国籍者／永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人（米国籍でない者）やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA)に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国国籍者／永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザでは、審査中からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) から暫定的に「Qualified Immigrant」として公的扶助を受けられる資格を与えられる。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで 3 年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-non-immigrant>

(2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

電話：1-800-799-7233（通話無料）

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

○州政府では、Department of Human Services が、DV 被害者を含めた低所得者への自立支援サービスを提供している。

○低所得者に該当しない場合、DV 被害者支援団体のプログラムを使うのが有効。

○低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 利用の要件

(4) 支援の内容

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援を含む）

A. The Hawaii State Coalition Against Domestic Violence (HSCADV)

<https://www.hscadv.org/contact-us>

24 時間ホットライン：1-808-526-2200（DV 被害者&目撃者レポートのため）

電話：1-808-832-9316

Eメール：mlopes@hscadv.org

フェイスブックページ：[HTTPS://WWW.FACEBOOK.COM/HSCADV/](https://www.facebook.com/hscadv/)

申込方法：オンラインまたは電話で申し込む。

利用要件：ハワイ州在住のDV被害者であること

支援内容：情報提供と紹介、DVリソース提供（書物、ビデオ、マニュアルなど）、DV被害者支援団体その他へのトレーニングや啓蒙活動、州全体のDVデータ収集、DV予防と介入の支援、州議員のDV教育

通訳：州から支援を受けている団体として、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

B. Domestic Violence Action Center

リーガル・ヘルプライン: 1-808-531-3771

電話: 1-800-690-6200（通話無料）

Eメール: dvac@stoptheviolence.org

申込方法：電話かメールで連絡

利用要件：DV被害者

支援内容：DV被害者の支援（危機状態のサポート、アセスメントを含む）、安全計画作成支援、接近禁止令、養育費、司法関連申し込み方法等の支援、法的代理（スタッフ弁護士による法的支援）、法廷への付き添い

通訳：日本語対応可

C. Parents And Children Together (PACT)の Domestic Violence Prevention & Treatment Family Peace Center

http://www.pacthawaii.org/oahu_peace_center.html

（オアフ）電話：1-808-832-0855

（マウイ）電話：1-808-243-7001

Eメール: fpc@pacthawaii.org

申込方法：電話かEメールで連絡

利用要件：DV被害者とその家族であること

支援内容：DVトラウマカウンセリング（対面あるいは電話）、個人・グループカウンセリング、ケースマネジメント、法律アドボカシー、コミュニティへの紹介、アドボカシー、安全計画・支援、

通訳：州から支援を受けている団体として、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

D. Parents And Children Together (PACT)の Lehua Transition House

http://www.pacthawaii.org/lehua_transition_house.html

電話：1-808-526-2200

申込方法：電話で連絡

利用要件：DVシェルターを円満に退所した、またはPACTと協力関係にある団体・機関から紹介のあった、子のいない人（もしくは子の監護権はないが子と一緒にいることに努力している人）

支援内容：12ヶ月居住できる施設。DVが存在する家族関係から脱し、自立に向かう

人を支援する。
通訳：州から支援を受けている団体として、日本語を含む通訳提供が義務となっている（電話を通しての遠隔地の通訳者が対応の場合あり）。

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

ハワイ州政府福祉局（Department of Human Services）のウェブサイト内、以下の2つのページに DV 関連電話番号と団体が紹介されている。

○(Statewide) DV 用電話番号一覧

HTTP://HUMANSERVICES.HAWAII.GOV/FATHERHOOD/DOMESTIC-VIOLENCE/

○Domestic Violence Resources

<http://humanservices.hawaii.gov/ssd/domestic-violence-resources/>

8 その他の自立支援制度

IV. DV 関連の司法手続

1 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

* DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○ハワイ州において DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続で保護命令により、加害者の DV 行為をやめさせることができる。ハワイ州では保護命令は、Restraining Orders と呼ばれる。

○保護命令は暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。

○暫定的保護命令では、加害者不在のまま、被害者からだけの聞き取り（Hearing。証拠の提出が含まれることがある）で決定がなされ、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取られる。

○恒久的保護命令では、裁判所は加害者からも聞き取りを行い、最終的な保護命令の可否が決定される。

○ハワイ州では裁判所の業務時間外でも緊急の保護命令を出すということはないが、通報を受け、現場に赴いた警察官は、加害者がさらなる DV を起こす可能性があるかと判断すると、加害者に家を出るように命令し、命令の翌日から数えて 2 日目の午後 6 時まで加害者は被害者に直接あるいは電話などで接触することを禁じられる（48 hours cooling off period と呼ばれる）。加害者が、住居に荷物を取りに行くときは、警察官の付き添いが必要（ハワイ州法 § 709-906(4)(b)）。

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

https://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol14_Ch0701-0853/HRS0709/HRS_0709-0906.htm

【暫定的保護命令は、その手続きから Ex Parte Order（一方（被害者）からだけの聞き取りによる命令を意味する）、緊急性・一時性から Emergency/Temporary Order、または規定する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「Emergency Ex Parte Order」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

（２）裁判所の判断が出されるまでの期間

○直近の開廷日に管轄の裁判所で申し立てをすると、申請者に差し迫った危険があると認められる場合、暫定的保護命令（Temporary Restraining Order (TRO)）が被害者からの聞き取りだけで迅速に決定される。

○原則として、当事者双方からの聞き取りは保護命令申請後 15 日以内に行われる。双方からの聞き取り審理の後、恒久的保護命令の可否がその場で決定する。

<http://statelaws.findlaw.com/hawaii-law/hawaii-protective-orders-laws.html>

（３）裁判所の判断が効力を有する期間

○「暫定的保護命令」は、15 日以内に両者からの正式な聞き取りが行われ、最終決定となる「恒久的保護命令」が発行されるかが決まるまで有効（法的には、最終決定が出ない場合は最長 90 日まで有効）。

○恒久的保護命令の有効期間は裁判所判断によるが、最長 3 年。

○恒久的保護命令の効力が切れる前に再度同じ裁判所で再発行の申し立てを行い、聞き取り・審理を経て延長の判断を求めることが可能。

<http://statelaws.findlaw.com/hawaii-law/hawaii-protective-orders-laws.html>

（４）具体的な申立方法

○居住地の家庭裁判所か地方裁判所かに行き（加害者と被害者の関係により管轄裁判所が異なる）、所定の申請書で申請する。その後、裁判官による聞き取りの審理があり、被害を訴える機会がある。

○申請は次の裁判所で行う：

－加害者が家族や血縁の場合は、被害者または加害者の住むカウンティ（郡）の家庭裁判所（Family Court）で暫定的保護命令（Temporary Restraining Order (TRO)）を申し立てる。

－加害者が家族や世帯員に該当しない場合は、被害者または加害者の住むカウンティ（郡）の地方裁判所（District Court）で Injunction against Harassment を申し立てる。

○申し立ては無料。

○申請には以下の情報が必要：両者の名前と住所、関係、被害の内容。該当すれば、離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護命令のコピーなど。

○DV の危害を恐れて、保護命令申立書で住所を公開したくない場合は、その旨を Clerk に伝え、そのために書類に必要な記入を行う。

○恒久的保護命令の聞き取りでは加害者も通知を受けて出廷し、両者が裁判官の前に出て状況を説明する。その時に証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、裁判官の許可を得て提出する。携帯電話（スマホ含む）を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。もし加害者が、被害者の精神状況が子を育てる上で問題があると言うことが予想される場合は、医師やセラピストからの

手紙を持参すると良い。また周囲の人からのサポートの手紙を持ち込むこともよい。
○被害者と加害者は、法廷内では違う列に座り、警備員なども常時いるので、安全の心配はしなくてもよい。

(5) 弁護士の選任の要否

申請手続きは定型の用紙を記入し聞き取りを受けるだけで、裁判所の担当者の手伝いもあるので難しくはない。友人・DV 被害者支援団体のスタッフにも同行してもらえる。それでも不安な場合は弁護士を依頼すると良い。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。

○恒久的保護命令の通訳は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

（日本語ページ）<http://www.courts.state.hi.us/services/japanese>

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官／裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用）などに差がある。

(7) その他DV被害者に有益な情報

○管轄の家庭裁判所に電話をして DV アドボケートの予約を取り、書類の記入を手伝ってもらおうと良い。加害者の写真、住所、職場、火器を所持しているかなどの情報をもっていくこと。

○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失うほか、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

○保護命令審理での被害者申し立て内容は、その後の離婚裁判における監護権の判断で重要なポイントとなり得るため、慎重に対応する必要がある。

○VINE LINK

加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで 24 時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Order に登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話か電子メールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

2 1 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

* 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○加害者が、被害者より先に保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令（Mutual Protection Order）が出される。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張

するDVを証拠提出（目撃者・アリバイなど）により誤りの申し出であることを主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。

○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実（精神疾患）に関する証拠・目撃者を提出する。

○裁判官の判断に不服の場合、上告し、同時に緊急に出国命令や監護権、面会交流のアレンジの変更を申し立てる。

○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利になる可能性がある。

（2）加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

（3）DV被害者が取り得る対抗策

○裁判官の判決に不服の場合は、上告することもできる。

○DVの別の証拠を新たに見つけた時には、新たに暫定的保護命令（TRO）を申し立てることができる。

（4）外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1（6）参照

（5）その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントンDCにある団体DV Leapでは、すべての州の保護命令に対する上告を支援している。<https://www.dvleap.org/our-work>

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

（1）概要（調査対象地域を明記）

○保護命令の申し立てにおいて、生活費の請求は可能。

○地方裁判所か家庭裁判所で、保護命令とは別途の新たなケースとして緊急の申し立てをし、生活費を要求することもできる。

○加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者はI-864（Affidavit of Support）という書式で、配偶者に他の収入がない場合FPL（III. 1（3）参照）の125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続の際に裁判所に申し立てをすること。

※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

（2）裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て・生活費の緊急の申し立て：暫定的保護命令や緊急の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。

○I-864：離婚裁判の中で審理されるので時間がかかる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令の申し立てで請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまでは有効。

○生活費の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまでは有効。

○I-864 (Affidavit of Support) の申し立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分が得られた時、米国を離れた時、あるいは配偶者死亡のいずれかが起こるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

○保護命令の申し立ての際：保護命令の申立書の中に記載する。早ければ即日、暫定的保護命令の判断や判決とともに出る。

○生活費の緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所に付属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て (Motion) を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。

○I-864 (Affidavit of Support) の強制：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

(5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいいため、できれば弁護士の支援がある方がよい。裁判所に DV 相談室があり弁護士がいれば手続きを無料でしてくれることもある。自分で申し立てることもできるが、どの方法で問題を解決していくかを考える上でも、弁護士に相談できるとよい。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストできる。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報 (同種の行政手続等を含む)

○行政手続きとして Form I-363 を USCIS (米国連邦政府移民帰化局) に提出し、I-864 の強制を依頼する。

○シェルターや DV 被害者支援機関の DV アドボケートに相談するとよい。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○ハワイ州での離婚申請には居住条件が満たされていることが必要で、離婚理由 (Grounds) が不要の No-ground 州である。離婚には、管轄の家庭裁判所 (Family Court) に嘆願書 (Petition) を提出する。

○居住条件は、夫婦のいずれかがハワイ州に 6 か月以上住んでいること。また、居住地の巡回裁判所の管轄圏に 3 か月以上住んでいる必要がある。

○被害者が州外在住の場合は、加害者がハワイ州に 6 ヶ月以上住んでいれば、その居住地のカウンティ (郡) で、離婚手続きを開始できる。

○ハワイ州での離婚手続きは通常 2 種類ある。

・Uncontested Divorce (協議離婚)：双方が、婚姻解消を申し立て、離婚同意書に署名し、裁判所に提出することで離婚が成立する。資産と負債の分割、養育費、監護権、面会交流権、ア

リモニーなどが記載されている離婚同意書 (Divorce Settlement Agreement Separation Agreement) が必要。

・Divorce (離婚) : 双方の同意がなくても、一方の配偶者により婚姻解消の嘆願を出し、裁判手続を始めることが可能。

http://www.courts.state.hi.us/self-help/divorce/divorce_facts

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は、多くの場合、離婚手続きの親権 (監護権) の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてはほとんど影響がない。

○離婚を申し立てた場合、申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子を連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

○The Best Interest of the child (ren) ポリシーにのっとり、子にとり最善の利益という考えの下に判断が下される。双方、または片方の親から「共同育児」(co-parenting : 離婚した両親が完全に対等の立場で子の育児を行うこと) の申し立てがある場合、そのプランを裁判所が認めることになる。しかしその条件が満たされない場合、裁判所が、子はどちらの親と暮らすかという監護権を判断することになる。

○また通常は一人の親のもとで住みながら、夏などの長い期間、もう一方の親の元で長く面会交流をするというケースも認められており、それぞれに裁判所が子にとって一番良い形を決定する。

○すべての判断は、子の最善の利益という考えの下に、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。しかし、DV の深刻さにもよるが、それほど深刻な身体的DV がなくても夫婦間にDV がある場合は、監護権は被害者が得て、加害者が面会交流権を与えられることが多い。DV が身体的・精神的に深刻であるほど、裁判所は、加害者と子の面会に対して慎重となり、子や被害者の安全を確保した面会交流の実施命令を出すことが多い。

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権訴訟に影響する。審理に提出された内容のみでは判断しかねる場合、裁判所は専門家 (Guardian ad Litem (Gals) (訴訟代理人 : 意思能力が十分でない未成年や心身に障がいがある人の立場になって希望を述べていく人) や Custody Evaluator) への家庭環境調査・報告・推薦依頼や、仲裁者 (Mediator) による調停で監護権の決定をする場合もある。

○面会交流時に子の安全が確保されない場合、虐待する親の権利は制限される。子に対する極端で慢性的な虐待、性的虐待、配偶者や子に深刻な身体的危害を加えた暴行、子のもう一方の親の殺害や殺害未遂のケースでは、親の権利は永久に失われる。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

DV は子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。ただ被害者側の精神的なダメージや精神疾患も子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査の上で決定される。

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の9点。

1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不実施 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DV での有罪歴 9. 他州への転居の予定

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

○ハワイ州では、州が定めた計算ガイドラインに沿って養育費が計算される。養育費を支払う義務のある親の総収入から、税金、社会保障税、組合会費、子の医療保険掛け金を控除した

Monthly Net Resources を算出し、その金額に子の人数をもとに算定された割合を掛け養育費が決定される。養育費ガイドラインの詳細は、下記ウェブサイト内計算表を参照：

http://www.courts.state.hi.us/self_help/courts/forms/oahu/child_support

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

○DV の被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は認められる。面会交流の実施は、一般の離婚と同じく、双方の親の間での調整となる。

○ただし、身体的・精神的・性的な DV があり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳が必要な場合は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚後、子連れて、州外、国外、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子と旅行することについての内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を明記するのが良い。

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権 (custody)、面会交流権 (visitation) 等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決 (divorce decree) に書かれる。Divorce Decree が出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合などは、変更したい内容、その理由を述べて裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○養育費の不払いへの対応について、ハワイ州は Child Support Enforcement Agency が窓口になる。

詳細：<http://ag.hawaii.gov/csea/>

5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

ハワイ州では監護権の変更は、必要な理由がなければ簡単には行われない。例えば両親の婚姻状況が変わるなどがあれば認められることもあるが、相応の理由が必要。これに比べて面会交流などは簡単に認められることが多い。

(2) 具体的な申立方法

○双方の親が同意の上で監護権を変更する場合、変更の申立て (Motion)、宣誓書 (Affidavit)、新しい監護権の同意書、監護権が判断された際からの状況変化と監護権変更が必要な理由を、手数料と共に家庭裁判所に提出する。同意書を提出し、承認を受けるため、前回からの状況変化と監護権変更が必要な理由をサポートする証拠も提出する。

○双方の同意がない場合、単独で裁判所に申し立てをし、必要書類を提出する。もう一方の親への通知も依頼する。どちらの親も GAL(a guardian ad litem)を任命することができる。

(3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で重要な場合は、変更が認められる可能性がある。
○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と判断され、監護権の決定に影響することがある。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

監護権の変更で養育費の額も変わってくる。

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○ハワイ州では、両親が同意の上で片親と子が州外に転居する場合は、裁判所に離婚同意書の内容を届け出る簡単な手続きで済む。

○一方の親が同意しない場合は、裁判官からの判断を得なければならない。裁判官は子にとって一番良い方法を総合的に考える。長い面会交流の時間を再設定する場合もあるし、主たる監護者を転居とともに変更する場合もある。

(2) 具体的な申立方法

○もう一方の親から同意が得られた場合は、文書 (同意書) にし、公証人の公証 (サイン) を受ける。

○先方から同意を得られない場合は、子の監護権と面会交流の変更とともに家庭裁判所の許可を得る。申し立てを受けた裁判所は、一方の親が無断で転居を行わないようにボンドの支払い (子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの) の設定をすることもある。

(3) 弁護士を選任の要否

必須ではないが、相手の同意を得られずに裁判所に申し立てる場合は弁護士を選任する方が良い (弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

○裁判所は子にとっての最善の利益を考えて判断を行うため、子の人生の質に与える影響、転居することでもう一方の親との関係に出る影響、子の年齢や性別などで判断が行われる。

○転居により子の生活の質が上がると申し立てで実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みであったり、転居により子の祖父母や家

族とのつながりが深くなるということで許可が出ることもある。

○双方の親が、別々の州、別々の国で暮らす場合には、長い休みの時に面会交流するなど、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い（内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を合意し、文書に明記すること）。

（５）外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1（６）参照

（６）その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

（１）概要（調査対象地域を明記）

ハワイ州では面会交流の変更を裁判所に申し立てることができる。監護権の変更より簡単である。

（２）具体的な申立方法

できれば両者の話し合いで変更を決めるのがよいが、うまくいかない場合は申請書（Motion）と Affidavit for Post-Decree Relief で家庭裁判所に申し立てる。

（３）弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

（４）面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で重要な場合、また子の利益になる場合は、変更が認められる可能性がある。

○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親へのDVが認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

（５）外国人である被害者に有益な情報

通訳が必要な場合は裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1（６）参照

（６）その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

8 弁護士への依頼

（１）DVに詳しい弁護士の探し方

早期にDV専門の弁護士を探すのは極めて重要。

家庭裁判所に付属している DV 相談室（各裁判所に問い合わせる）に照会する、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

ハワイ州弁護士協会

<http://hsba.org/>

（２）外国語対応が可能な弁護士の探し方

日本国総領事館、Hawai'i immigrant Justice Center、DV 被害者支援団体等に相談する他、各弁護士に電話、メールなどで直接問い合わせる。インターネット検索の際は、英語と日本語の両方で検索してみる。ハワイ州には日系弁護士が多数存在するが日本語ができない場合も多い。

（３）弁護士への依頼方法

- 案件や質問は予めまとめておく。
- 電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反（conflict of interest）がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。
- 以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。
 - ・専門や経験
 - ・時給や着手金
 - ・パラリーガルや秘書などとの分業
 - ・過去の判例などに関する知識
 - ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど
- 弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。
- 自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談（無料の場合もあれば有料の場合もある）で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。
- 一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

（４）弁護士費用の相場

- DV 被害者支援団体や裁判所の DV 相談室の弁護士は無料。
- リーガルエイドやプロボノ（ボランティア）の弁護士は、依頼者の収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を請求するところが多い。
- 一般の弁護士の料金については、担当者の時間チャージとかかる時間を確認すること。時間報酬は経験と事務所の経営規模により異なり（ハワイ平均時間報酬は 220 ドル）、最初にリテイナー（着手金 2,000～4,000 ドル）を要求されることが多い。
- 成功報酬は、離婚や刑事訴訟では適用されない。
- 離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”が適用される。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険。

（５）リーガルエイド（安価あるいは無料で司法サービスを提供）

1) Legal Aid Society of Hawaii
ハワイ全域対応で州政府推奨を受ける NPO。米国籍者以外の支援を専門とする Hawaii immigrant Justice Center がある (DV 被害者支援を含む)。
<http://www.legalaidhawaii.org>

2) Legal Assistance in the State of Hawaii (Hawaii State Bar Association)
ハワイ州弁護士会リーガルアシスタンス一覧
http://hsba.org/HSBA/FOR_THE_PUBLIC/Legal_Assistance/HSBA/For_the_Public_/Legal%20Assistance.aspx

3) Na Loio Immigrant Rights and Public Interest Legal Center
移民を対象としたリーガルサービスを提供する NPO で、DV 被害者、低所得者も対象としている。
<http://naloio.org>

(6) 外国人である DV 被害者に有益な情報
移民リーガルサービス
<https://www.immigrationlawhelp.org/search?state=HI>

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報
○American Bar Association - Free Legal Help
https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html

○WomensLaw.org
<https://www.womenslaw.org/>
> Places that Help > Select State > Finding a Lawyer
ほかに、アドボケートやシェルター、裁判所手続きの情報なども見つかる。

○リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話がつかない場合は、DV 被害者支援団体から探す方がよい。

9 その他の DV に関する司法手続

V. ハーグ条約に基づき DV 被害者が調査対象国に帰国する場合について

* 子の連れ去り・留置を行った DV 被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づき DV 被害者が帰国する前に、調査対象地域で DV 被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

【以下の 1 から 3 までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】

<p>○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。</p> <p>○刑事手続きがされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所でファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。</p>
<p>2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法</p> <p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法 (Private International Law) のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。</p>
<p>3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法</p> <p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ (州検事局)、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。</p>
<p>4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報</p>

<p>VI. その他の関連情報</p>
<p>○Bilingual Access Line では、24 時間、通訳の依頼を受け付けている (有料)。 http://helpinghandshawaii.org/programs/bilingual-access-line/ 電話 : 1-808-526-9724</p> <p>○ハワイ州には多数の移民が生活する。全米屈指の物価の高さに比較し賃金水準は低めであることから生活困窮に陥る移民は後を絶たず、家庭内の経済問題が多く、DVの要因となっている、との指摘もある。</p> <p>以下、ハワイの移民、暴力被害者のための有益な資料。</p> <p>1) 「Hawaii Handbook For Immigrants」には、基本的な生活に必要な情報をはじめ、移民ビザ、医療保険、緊急時の対応、司法関連の情報など、移民向けに分かりやすくまとめられている。DVについてのページもある。</p> <p>https://labor.hawaii.gov/ocs/files/2014/06/English-Version-Hawaii-Handbook-for-Immigrants.pdf</p>

- 2) ハワイの移民向け、性的暴力被害者のためのサポートに関する3つ折りチラシ。
日本語版「私は性的虐待の被害者なのでしょうか?」:
<http://satchawaii.com/pdf/japanese-language-brochure.pdf>
- 3) 暴力被害者に障がいがあり自分で通報できない場合のための資料。
<http://humanservices.hawaii.gov/ssd/files/2013/01/DHS-1610-6-15.pdf>